



編集発行 公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター 和歌山市ト半町33 TEL 073-431-0657
FAX 073-422-3269

年 頭 の ご あ い さ つ

公益財団法人 和歌山県生活衛生営業指導センター

理事長 中 谷 進



新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、ご家族おそろいでお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年末に安倍晋三内閣の2期目がスタートし、デフレ脱却、経済の好循環も「アベノミクス三本の矢」でさらに強力に進められることと思います。昨年秋に日本銀行大阪支店は、近畿地域の金融経済概況を「緩やかに回復している」との景気判断をしており、また、日本政策金融公庫の昨年の7月～9月期における生衛関係営業の景気動向調査でも「持ち直しの動きが続いているが、改善幅は小幅である」との調査結果が発表されていることから、ゆっくりとは言え、和歌山にも景気回復の波は確実に寄せてくるのは間違いなく、こうした、景気回復の波を最大限受け止めてまいりたいと思います。

一方、生衛法の制定後 50 余年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、

組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることも否めない状況であります。

このため、県センターにおいては全国センターとともに生衛組合の活動の意義や地域で果たしている役割を再認識し、組合活動の基盤強化及びネットワークの充実を図るため、衛生水準の確保・向上事業、組合活動強化月間事業等の新規事業を積極的に行っているところです。

このような状況のなか、各組合の皆様方には、組合員が一丸となつていただき、さらに、行政機関、各生活衛生同業組合がこれまで以上に連携を密にして協力し合い、この難局を乗り越え、新年が皆様方にとって明るい年になりますようご祈念申し上げます。

当センターといたしましても、今後とも、より皆様のお役に立てるよう努力するとともに、行政機関にもご協力をお願いし、各種事業の推進に積極的に努めてまいり所存ですので、皆様方の一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

新 年 の ご あ い さ つ

和歌山県 環境生活部県民局

食品・生活衛生課長 石 井 和 人



新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素より生活衛生営業の振興を通じ、県民の快適で衛生的な暮らしの実現にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、国の一連の経済対策などにより景気回復が期待される中、地方ではなかなかそれを実感できなかったのではないかと思います。雇用情勢では回復傾向が続くなど、明るい兆しも見られます。

各生活衛生同業組合におかれましては、公衆衛生の向上や組合への加入促進、業界の活性化に取り組んでいただいておりますが、昨年9月には災害時に避難者

に対して、各組合が生活衛生営業者ならではのサービスを提供していただける支援協定を交わしていただきました。これにより、避難所の衛生が確保されるとともに避難者の精神的負担が軽減されるものと期待しております。

当課といたしましても、生活衛生営業指導センターとの連携をさらに強化し、衛生水準の維持向上と組合の活性化に努めてまいりたいと思いますので、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、新しい年が皆様方にとりましてすばらしい年になりますことを祈念し、新年のご挨拶といたします。

ごあいさつ

日本政策金融公庫和歌山支店

国民生活事業統轄 **金子 英一郎**

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別のご高配を賜り、誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、今年は「ひつじ年」、羊は群れをなして行動するため、平和と安泰をもたらす縁起物とされているようです。国際情勢の安定と景気の本格的回復に期待したいものです。

高野山開創1200年、紀の国わかやま国体、わかやま大会の開催など、今年は多くの人々が和歌山を訪れ

ると思います。このチャンスを十二分に活かしていきましょう。

また、ひつじは「未」とも書きます。まだまだ「未熟」ではありますが、当公庫は、皆さまの明るい「未来」に向けて決意も新たに、地域の発展や皆さまの事業の繁栄に寄与できますよう、サービスの一層の向上に取り組んでまいり所存です。

本年が皆さまにとりましてご発展ご繁栄の年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

栄えある受賞おめでとうございます

永年にわたり生活衛生関係営業の発展と向上に尽くされたご功績により、生活衛生功労者として表彰を受けられました。心からお喜び申し上げますとともに今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

☆平成26年 秋の叙勲 旭日双光章 受章〔平成26年11月3日〕

和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合副理事長
(元和歌山県クリーニング業環境衛生同業組合理事長)

高瀬 昌幸氏 (和歌山市)

☆平成26年度 厚生労働大臣表彰受賞(厚生労働省生活衛生課所管)〔平成26年10月28日〕

和歌山県美容業生活衛生同業組合理事長

山根 博氏 (那智勝浦町) 全連

和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合副理事長

木村 守氏 (和歌山市) 全連

☆平成26年度 厚生労働省健康局長表彰受賞〔平成26年10月20日〕

和歌山県理容生活衛生同業組合常任理事

丸山 卓也氏 (和歌山市)

☆平成26年度 全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰受賞〔平成26年10月28日〕

和歌山県理容生活衛生同業組合副理事長

東根 清一氏 (和歌山市) 全連

和歌山県理容生活衛生同業組合副理事長

山本 幸夫氏 (新宮市)

和歌山県美容業生活衛生同業組合相談役

川口 修平氏 (和歌山市) 全連

和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合副理事長

木下 勲氏 (田辺市)

和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合副理事長

岩倉 茂美氏 (和歌山市) 全連

☆平成26年度 和歌山県知事感謝状(生活衛生功労)〔平成26年12月8日〕

和歌山県飲食業生活衛生同業組合理事

奥川 敏文氏 (和歌山市)

和歌山県理容生活衛生同業組合常任理事(橋本支部長)

西村 次郎氏 (橋本市)

和歌山県美容業生活衛生同業組合有田支部長

山崎 マサ子氏 (湯浅町)

和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合理事

梅本 勝也氏 (広川町)

研修会・講習会・各種相談室のご案内

第 2 回 生衛業に係る法律相談室のご案内

皆様の営業及び日常生活で生じた法律問題について、弁護士さんによる法律相談室を開催しますので、ご活用ください。

開催日	平成 27 年 2 月 9 日（月）13：00～16：00
場 所	（公財）和歌山県生活衛生営業指導センター（和歌山市ト半町 33 食肉センター 2 階）

※当日の相談受付人数に限りがありますので、事前に当指導センター又はあなたの所属する組合まで申し出てください。
※相談は無料です。ただし、継続して相談を受ける場合は、相談者の負担となります。

平成 26 年 7 月～ 12 月の間、こんな事業を実施しました

地区生活衛生営業相談室を 4 カ所で開催しました。

生衛業の皆様の経営、融資その他の営業の相談に応じるために、日本政策金融公庫の融資関係を中心に地区相談会を開催しました。

開 催 日	保健所管内	開 催 場 所
平成 26 年 7 月 28 日（月）	海 南	海南商工会議所
平成 26 年 8 月 25 日（月）	岩 出	岩出市商工会
平成 26 年 10 月 20 日（月）	御 坊	御坊商工会議所
平成 26 年 11 月 17 日（月）	湯 浅	紀州有田商工会議所

クリーニング師研修及び業務従事者講習会を開催しました。

クリーニング業法で 3 年以内ごとに 1 回の受講が義務付けられているクリーニング師研修、業務従事者講習会が、クリーニング組合・各保健所のご協力を得て下記日程で開催されました。

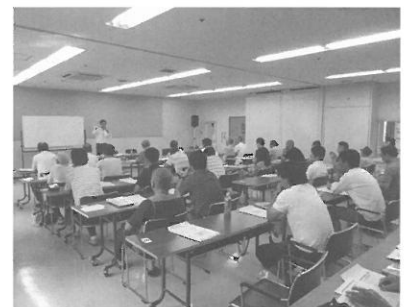
クリーニング師研修

開 催 日	場 所	対 象	受講者
8 月 24 日（日）	紀南文化会館 （田辺市）	海南・湯浅・御坊・田辺 新宮・串本各保健所管内	32 名

業務従事者講習会

受 付	レポート提出締切	受講者
6 月 10 日～7 月 10 日	8 月 15 日	25 名

※受講者には、修了証書と受講済ステッカーが交付されました。



和歌山県と災害時支援協定書調印式を行いました。



9 月 1 日（防災の日）、知事室で和歌山県と生活衛生団体協議会（7 生衛組合）及び指導センターとの災害時支援 3 者協定を結ぶ調印式を行いました。

支援内容（概要）

組 合 名	支 援 内 容
7 組 合 共 通	帰宅困難者への店舗トイレの開放
旅館ホテル組合	避難所において生活する被災者に入浴施設を無償開放
飲食業組合	避難所において無償で温かい食事の提供
食肉組合	避難所において無償で理容サービスの提供
理容組合	避難所において無償で美容サービスの提供
クリーニング業組合	避難所において使用する寝具（毛布類）を無償でクリーニングサービスの提供
興行組合	避難所において無料映画上映会を開催

経営特別相談員研修会を平成26年10月6日(月)に 和歌山ビック愛で開催しました。

平成26年度の生活衛生営業経営特別相談員研修会を開催し、多くの特別相談員さんと新たに経営特別相談員に委嘱された5名の方がこの研修を受けられました。

経営特別相談員は、生活衛生関係営業の経営の近代化、合理化を推進し、健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、業界の自主的な活動として行う経営指導相談事業の強化をはかることを目的に、県知事から委嘱を受けて各地域で活動されております。

設備改善等により生活衛生融資の申込みをされる場合にはお気軽に相談してください。



《生活衛生営業経営特別相談員名》

(26. 11. 1 現在) (48名)

氏 名	所 属	住 所	氏 名	所 属	住 所	氏 名	所 属	住 所
中野 誠司	飲食業	和歌山市	東根 清一	理 容	和歌山市	岩倉 茂美	クリーニング業	和歌山市
上田 尚子	〃	和歌山市	丸山 卓也	〃	和歌山市	橋本 光司	〃	和歌山市
寺尾 恵二	〃	橋本市	村上 明壽	〃	和歌山市	吉田 政史	〃	和歌山市
前田 洋三	〃	海南市	中井 隆也	〃	和歌山市	池田 大和	〃	和歌山市
山下 清彦	〃	海南市	小川 香代	〃	和歌山市	赤居 憲	〃	和歌山市
※山畑 弥生	〃	海南市	西村 次郎	〃	橋本市	堀口 英樹	〃	和歌山市
橘 勝太郎	〃	田辺市	山本 忠弘	〃	海南市	※小島 里美	〃	和歌山市
中畑 光史	〃	新宮市	長谷 伸二	〃	田辺市	木下 勲	〃	田辺市
村尾 久彦	〃	新宮市	柴田 直樹	〃	印南町	梅本 勝也	〃	広川町
平見 一雄	〃	新宮市	(9名)			(9名)		
福本 宗治	〃	かつらぎ町	大野 裕弘	美容業	和歌山市	後藤 勝文	旅館・ホテル	和歌山市
松山 匡延	〃	九度山町	岩橋 八重	〃	和歌山市	田中 敏彦	〃	和歌山市
※小倉 正男	〃	高野町	河端 洋美	〃	和歌山市	吉野 幸子	〃	和歌山市
※新田みどり	〃	印南町	瀬迫佳世子	〃	橋本市	※庄司真珠美	〃	田辺市
愛須 崇夫	〃	白浜町	原 多万子	〃	海南市	(4名)		
若田 耕一	〃	白浜町	谷口 秀幸	〃	有田市	藤井美穂子	食 肉	和歌山市
(16名)			松下 修	〃	御坊市	岡本 安広	〃	海南市
			田上 景一	〃	田辺市	(2名)		
			(8名)					

※印は新たに経営特別相談員に委嘱された方です。

日本政策金融公庫 国民生活事業だより

【ご融資のご案内】

振興事業貸付

ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。事業計画の確認を受けた場合は「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写しも必要となります。

	設備資金	運転資金
ご 融 資 額	1 億 5,000 万円～ 7 億 2,000 万円以内 (業種によって異なります)	5,700 万円以内
ご返済期間	18 年以内 (特に必要な場合 20 年以内)	5 年以内 (特に必要な場合 7 年以内)
据 置 期 間	2 年以内	6 か月以内 (特に必要な場合 1 年以内)
利率 (年利) ^(注)	〔基準利率〕〔特別利率 B〕〔特別利率 C〕	〔特別利率 A〕

(注)

- ・振興事業促進支援融資制度を適用した場合は、利率が 0.15% 引き下げとなります (振興特別設備・振興運転に限りです)。
- ・標準営業約款登録業者の方が必要とする運転資金は、特別利率 A が適用されます。
- ・創業前または創業後 7 年以内の女性または 30 歳未満か 55 歳以上の方および事業継承を行う方が必要とする運転資金は、特別利率 A が適用されます。
- ・創業前または創業後 7 年以内の方で、雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は利率が 0.1% 引き下げとなります。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

生活衛生改善貸付

生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方 (注) であって生活衛生同業組合理事長などの推薦を受けた方がご利用いただけます。

ご 融 資 額	2,000 万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 10 年以内 (2 年以内) 運転資金 7 年以内 (1 年以内)
利率 (年利)	〔特別利率 F〕
担保・保証人	無担保・無保証人

(注) 常時使用する従業員数が 5 人 (旅館業および興行営業は 20 人) 以下の法人又は個人の方が対象となります。

生活衛生セーフティネット貸付

ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

	経営環境変化資金	金融環境変化資金
ご利用 いただける方	社会的、経済的環境の変化等により資金繰りに影響を受けており、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれ、かつ一定の要件に該当する方 (注 1)	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りに影響を受けており、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれ、かつ一定の要件に該当する方 (注)
ご 融 資 額	5,700 万円以内	別枠 4,000 万円以内
ご返済期間	5 年以内 (特に必要な場合 8 年以内)	
据 置 期 間	1 年以内 (特に必要な場合 3 年以内)	
利率 (年利)	〔基準利率〕〔特別利率 G〕〔特別利率 T〕〔特別利率 U〕	

(注) 一定の要件については最寄りの日本公庫 (国民生活事業) までお問い合わせください。

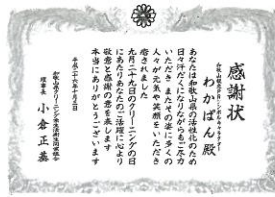
※ ご返済期間、お使いみち、担保の有無などによって利率が異なります。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

生活衛生同業組合だより

クリーニング業組合 『わかばん』に感謝状とクリーニングギフト券贈呈

9月29日のクリーニングの日にあたり、10月3日、県庁記者会見室で「汗だくで和歌山県の観光PRに尽くしてくれたことに感謝します」と和歌山観光PRシンボルキャラクターの「わかばん」に感謝状とリフレッシュのためのクリーニングギフト券を贈呈しました。



消費者のより強い信頼を得るために Sマークに加入しましょう

近年、特にお客様の安全・安心なお店に対する関心が高まっています。標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆様にご利用していただく時の安全・安心の目印です。厚生労働大臣の約款に従って営業をしていることを示す標識です。「Sマーク」未登録のお店は、お客様との信頼を高めるために標準営業約款の登録店となることをお勧めします。



●詳しくは (公財) 和歌山県生活衛生営業指導センター TEL 073-431-0657

和歌山県理容生活衛生同業組合 ● 和歌山県美容業生活衛生同業組合
和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合 ● 和歌山県飲食業生活衛生同業組合

和歌山県からのお知らせ

理容師・美容師の皆様へ

出張理容・出張美容業務は、特別な事情がある場合にのみ、例外として認められており、出張理容・出張美容を行う場合は、あらかじめ保健所への届出が必要です。

和歌山県では理容所・美容所以外の場所で業を行う事ができる場合を下記のとおり定めています。

- 1 疾病その他の理由(※1)により、理容所又は美容所に来ることができない者に対して業を行う場合。
- 2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に業を行う場合。
- 3 社会福祉施設に入所している者に対して業を行う場合。
- 4 興行場において出演者に対して業を行う場合。
- 5 避難所において災害による被災者に対して業を行う場合。
- 6 上記の他、知事が特に必要であると認める場合(※2)

(※1) 疾病その他の理由とは…

- 1 疾病・障害・怪我等の身体的理由により自力では理容所・美容所に出向くことができない場合。

(※2) 知事が特に必要であると認める場合とは…

- 1 家族や地域社会の協力などによる移動手段を確保できない場合。
⇒* 自宅から理容所・美容所まで移動する公共交通機関がない場合については、最寄りの理容所・美容所まで徒歩で1時間以上かかる場合。
* 自宅から理容所・美容所まで移動する公共交通機関がある場合については、1日2往復以下の便しかない場合もしくは3往復以上便があっても、その乗り場までの移動時間を含め最寄りの理容所・美容所まで1時間以上かかる場合。
- 2 刑務所・留置所・拘置所等において収容されている場合。